

## 令和5年度補正予算

### 「IPEF域内クリーン電力普及促進策提言書作成事業」に係る公募について

#### 1. 事業趣旨・目的

クリーン経済を達成するには、エネルギー関連のCO<sub>2</sub>排出量のほぼ半分を占める電力部門における脱炭素化（カーボンフリー・エネルギー源の使用を含む）が重要である。特に、主要な電力消費者であると同時に主要なCO<sub>2</sub>排出者でもある民間部門は非常に大きな役割を担っており、特にクリーンな電力（それと同等の証書を含む。以下同じ）の使用によって地球規模でのサプライチェーンを脱炭素化するために、多大な努力と投資を行ってきた。このような取り組みの多くは自主的なものであるが、企業のサプライチェーン脱炭素化に対する要求が高まるに従い、クリーン電力へのアクセスは、特に世界的な大手企業にとって、実質的に、ビジネスを遂行し事業を拡大するための前提条件になりつつある。このため、これらの企業は、投資や事業拡大を決定する際に、信頼性の高いクリーン電力が妥当な価格で入手できる場所がどこかを、より慎重に検討するようになってきている。つまり、政府が、(i)クリーン電力の生産拡大、(ii)クリーン電力の系統由来の直接調達障壁除去、(iii)透明性が高く信頼できるクリーン電力証書の発行、(iv)企業のクリーン電力使用に係る測定・検証、(v)電力部門の脱炭素化のための政策と規制の枠組み導入、といった取組を進めることによって、より多くのグローバルサプライチェーンへの参画を可能とする企業投資を呼び込み、クリーン電力の導入と使用を更に増加することが可能となる。

日本企業ともなじみの深いインド太平洋諸地域においては、多くの国が、上記のような成果を実現するため、キャパシティ・ビルディングや技術協力・技術支援を含む、地球規模または地域大の取組に、現に参加、または参加を検討している。他方、こうした地球規模・地域大の取組について、その相乗効果を生じせしめることによって、これらが提供する機会の全体像を明確化し、その関連性を評価可能とするような取組はまだほとんど行われていない。

このような背景を踏まえ、日本は、インド太平洋地域の14カ国を参加国とするインド太平洋経済枠組み（Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity, IPEF）において、クリーン電力の利用及びその国際取引・輸送、信頼度の高いクリーン電力証書の活用促進等を目的として、官民参加による種々の協力活動を行うイニシアチブ、IPEFクリーン電力イニシアチブ（IPEF Clean Electricity Initiative, ICEI）の設立を提案している。ICEIは、クリーンエネルギー需要イニシアチブ（Clean Energy Demand Initiative, CEDI）やエネルギー移行アクセラレーター（Energy Transition Accelerator, ETA）、カーボンフリーアライアンス（Carbon Free Alliance, CFA）、ASEAN電力網イニシアチブ（ASEAN Power Grid Initiative）、地域エネルギー接続に関する米・星共同FS（the joint US-Singapore Feasibility Study on Regional Energy Connectivity）など、類似の目的を有する既存イニシアチブとの重複を避け、補完関係を構築することを想定している。

本事業においては、ICEIの具体的な活動に係る提言書を作成することによって、ICEIが他の既存イニシアチブを補完し、付加価値を創造しながら活動していくための基礎的なガイダンスを提供することを目的とする。

## 2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（AMEICC事務局）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、以下の①と②の業務を実施する。インド太平洋地域の国のうち複数国を選ぶこととし、国の選定、当該国における具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとする。なお、実施に当たっては、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局経済連携課とよく相談をした上で最終的な方針を決定することとする。

### ① 関係者へのヒアリング等に基づく、ICEIの活動に係る詳細な提言書の作成

クリーン電力の生産・活用を促進するための既存イニシアチブのマッピング、IPEF内外（特に、ASEAN諸国）におけるクリーン電力の生産・国際取引・輸送・活用促進のための政策動向分析、脱炭素化を目指す企業の投資・取組状況分析等を踏まえた、ICEIが付加価値を発揮するための具体的活動に係る提言書を作成する。その際、文献調査だけでなく、政府関係者や国営電力会社、関連する国際機関、RE100等への参加を通じてサプライチェーンの脱炭素化を目指す企業等（以下、「関係者」）へのヒアリングを通じ、最新の状況について確認を行うこと。また、提言書の中には、ICEIとして実施可能なキャパシティ・ビルディング等のためのセミナー開催可能性検討、及び共同調査・パイロット事業に係る初期的な案件検討を含めることとする。提言書の作成に当たっては、中間報告として2024年5月15日（水）までに提言書の概要をまとめた英語のパワーポイントを提出すること。

### ② ICEI提言書の策定状況等に係る随時説明

契約期間中、概ね月に一回のペースで、経済産業省がICEIに係る専門家レベル会合を、全14カ国を対象としてリモート開催することが想定される。当該専門家レベル会合において、提言書の策定状況等について適宜説明するとともに、資料作成等必要な支援を経済産業省担当者に提供する。

## 3. 留意事項

- (1) 応募書類上にて、どの国を調査・分析するかを理由とともに必ず明記すること。また、ヒアリング先として想定する関係者も、選んだ理由及びヒアリング時に行う質問の概要を明記すること。
- (2) 本事業は、日本とインド太平洋地域各国の関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びインド太平洋地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施に当たっては、AMEICC事務局並びに経済産業省通商政策局経済連携課ともよく連携すること。
- (3) 事業の進捗状況については、原則1カ月に1度はAMEICC事務局並びに経済産業省通商政策局経済連携課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。

#### 4. 成果物

(1) 以下の事項を含んだ事業報告書（日・英）：

- ・ 上記2. によって整理された、ICEIの付加価値を高めるための具体的活動に係る提言書

(2) 納品形態：電子媒体

(3) 提出期限：2024年6月28日（金）

(4) 提出場所：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ① （一財）海外産業人材育成協会  
経済連携推進部AMEICC事務局支援グループ  
東京都足立区千住東1-30-1  
TEL：03-3888-8213
- ② 経済産業省通商政策局経済連携課  
東京都千代田区霞が関1-3-1  
TEL：03-3501-1595

#### 5. 契約要件

(1) 契約形態：準委任契約

(2) 契約方法：概算契約

(3) 採択件数：1件

(4) 契約期間：契約日（2024年3月頃予定）より2024年6月28日までとする。

(5) 契約金額：5,000万円（消費税を含む）を上限とする。また、受託業務費見積額を上限として、採択された企画提案及び契約書の内容を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託金の実績額（消費税を含む）の50%以上の委託業務を、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。

(6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

(7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業マニュアルに沿い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

#### 6. 応募資格

- (1) 日本あるいはASEANに法人格を有するものであること。
- (2) 以下に該当しない者であること。
  - ・ 本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
  - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
  - ・ 指定暴力団員がその役員となっている法人
  - ・ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人
  - ・ 日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人
- (3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）
- (7) 2024年2月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「C」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。

## 7. 参加意思表示及び質疑

### (1) 参加意思表示

本企画競争への参加を希望する場合は、2024年2月13日（火）午後3時【必着】までに公募申請書をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

### (2) 質疑

質疑受付期限： 2024年2月13日（火）午後3時【必着】

質疑受付方法： E-mail で受け付ける

質疑回答： 受け付けたすべての質問については、2024年2月16日（金）午後4時まで、公募への参加の意思表示をされた方にE-mailにて開示する。

## 8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6. の応募資格を満たしていることを確認し、2024年2月21日（水）午後4時まで【必着】に、下記9. の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先：

一般財団法人海外産業人材育成協会

経済連携推進部AMEICC事務局支援グループ

担当：鮎合（あいごう）、木戸（きど）

E-mail：kobo-amcshien-wc@aots.jp

## 9. 応募書類

(1) 公募申請書（日本語）

(2) 企画提案書（日本語）

①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格

②様式第2 類似業務経験

③様式第3 業務支援体制

④様式第4 作業計画・要員計画

⑤様式第5 受託業務費見積書

(3) 会社概要（事業概要）書（日本語又は英語）

(4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）（日本語又は英語）

(5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）（日本語又は英語）

日本以外に所在する企業は、登記事項証明書「履歴事項全部証明書」に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面（本社所在地、代表者名、設立年月日を含む書類）を提出すること。

(6) 2024年2月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書(全省庁統一資格)

※（1）、（2）は、所定の様式（当協会HPの本企画競争公告よりダウンロード可）

## 10. 審査方法

(1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
- ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

(2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

(3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった

一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、提出書類は返却しないので、留意すること。

1 1. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）  
経済連携推進部 AMEICC事務局支援グループ  
E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mailにて受け付ける。